# 加美中学校 いじめ防止基本方針

- 1 いじめ等の問題行動に対応する基本方針
  - ・いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「<u>だれもが被害者、加害者だけでなく、いじめに暗黙の了解を与える傍観者にもなりうる</u>」と考えることを基本とし、未然防止と早期発見、早期対応に心がける。
  - ・日常生活の事象面で把握したことがらは、軽微に捉えずに将来深刻ないじめになる可能性がある。気付かないうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどであり、この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、各関係機関との連携の下、学校いじめ対策委員会を中心に学校全体で組織的に早期発見・対応にあたる。また、学校評議員会、学校評価などを通していじめ防止への取り組みを評価し、必要に応じて取り組みの見直しをする。

#### 2 いじめ対策の達成目標

「人権尊重のこころを持ち、思いやりのある生徒の育成」 その達成状況は生徒への第2回の学校評価アンケートで具体的に検証する。

#### 3 主な取組

- (1) 教師がすること
  - ① <u>学校生活相談シートを生徒には5回(5月、7月、8月(夏期休業中)、9月、</u> 11月、2月)保護者には学期に1回(7月、11月、2月)実施する。
  - ② 毎週水曜日、「情報交換会」を行い、特に困っている生徒の現状を報告、情報共有する。(全職員が共通理解した上で生徒に関わるため。行き違いの防止。)
  - ③ 日常の生徒の見取りを行う。
    - ・生徒の様子を注意深く観察する。(生徒からの信号、些細な変化にも注意する)
    - 欠席の続く生徒を把握する。
    - ・生徒に関する情報等は生徒指導担当が集約し、教頭・校長に速やかに報告する。
    - ・いじめ事案等が発生した場合は、内容により学年会<u>または学校いじめ対策委員</u> 会で迅速に対応を検討し、職員会で共有化するなど組織的対応をする。
  - ④ 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、迅速に個別指導及び学級等で全体指導を行う。
  - ⑤ いじめの相談窓口を生徒に周知する。
  - ⑥ 学校間連携、関係機関、家庭や地域との連携を図る。
- (2) 生徒がすること(教師の指導の下で)
  - ① HR 等で一日を振り返る。
    - ・反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手だてと する。

- ・学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- ② 月1回程度、学級での話し合い活動を行う。
  - ・生徒たちで問題点を出して、解決のための手だてを考えていく。
- ③ あいさつや友だちを男女の区別がないよう「さん」で呼び合うなどの取り組みを生徒会と協力して行い、互いを尊重しあう環境づくりを行う。
- ④ スマートフォン使用のルールを自分たちで考え、実行する。また、多可町が取り組んでいる「夜10時以降 SNS やりません運動」に取り組む。
- (3) 家庭に協力を求めること

解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。<u>また、[心の居場所]づくりにつとめるなど、いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。</u>

- ・家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
- ・いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭で も子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。
- ・PTA や地域の各種会合等で学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本 方針について、情報交換、協議を行う。

#### 4 学校いじめ対策委員会

「<u>学校</u>いじめ対策委員会」を設置して、いじめの未然防止について、日頃から 指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

学校いじめ対策委員会 (構成:校長・教頭・生活指導担当・<u>生活支援担当</u>・各学年担当・ 養護教諭・SC・SL)

開催:1ヶ月に1回程度開催

## 「年間計画」

「 <u>学校</u> いじめ対策委員会」の取り組み		その他、全職員等での取り組み
	【4月】	【4月】
1 学期	①いじめ等問題行動に対する学校方針	①関係機関等の担当者の把握
	・ 年間計画の検討、周知徹底	②学校のいじめ等問題行動に対する方針
	②いじめの未然防止への取り組み内容	の保護者への説明
	及び、望ましい集団づくりのための	(PTA総会時)
	取り組み内容の検討、周知徹底	【5月】
	【7月】	いじめ防止啓発月間
	学校評価アンケート(教職員評価を	(人権標語の募集)
	<u>含む</u> ) 等を基にした1学期の取り組み	【7月】
	の反省と2学期以降の取り組みの検討	個人懇談後の情報交換(研修会)
2学期	【9~10月】	【9月】
	人権弁論大会や人権集会等の取り組み	夏休み中の生徒の様子について情報交換
	内容の検討	(職員会議)
	【12月】	【10月】
	2学期の取り組みの反省と3学期以降	人権弁論大会_
	の取り組みの検討	【12月】
		いじめ防止啓発月間(町の人権の集いへ
		の積極的な参加と生徒会改選に向けた人
		権意識の高揚
		個人懇談後の情報交換(研修会)
	【2月】	【1月】
3 学期	学校評価による1年間の取り組みの反	冬休み中の生徒の様子について情報交換
	省と来年度の取組みの検討	(職員会議)
	・学校生活相談シート(保護者は学期に	<ul><li>情報交換会(毎週水曜日)</li></ul>
	1回、生徒は毎月)の集約及び、取り	・生徒の一日の振り返り(毎日帰りの会)
	組みの検討	・学校生活向上のための話し合い(月1
定期的	・生徒の現状について情報交換と情報交	回、学級活動、 <u>全校集会</u> )
取組み	換会での課題集約 <u>(毎月)</u>	・毎月1日を「いのちと人権の日」と定
		<u>め、子どもが命の尊さについて実感し、</u>
		人権尊重について主体的に考える機会を
		<u>設ける</u>
その他	・必要に応じて保護者や学校評議会等の	いじめの対応に関する校内研修
	学校関係者が取り組み状況の点検評価	・ <u>SCを講師としたカウンセリングマインド</u>
	<u>を行い、その結果を改善に努める</u>	<u>研修</u>
		・SNS学習会(ネットいじめ等)等の情報モ
		ラル教育の推進(PTAと連携)
		・ <u>必要に応じて「いじめ防止プログラム」</u>
		<u>の活用を図る</u>

#### 関係機関

- ① 多可町教育委員会 (学校教育課 32-2395 子ども未来課 32-2385)
- ② 西脇警察署生活安全課(22-0110) ③ 多可町青少年育成センター(32-1250)

### 相談窓口

- ① 多可っ子悩み相談 (32-3423)
- ② ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談 24 時間ホットライン(0120-0-78310)
- ③ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口(06-4868-3395)
- ④ ヤングトーク (兵庫県警察少年相談室) (0120-786-109)
- ⑤ いのちの電話 (0120-783-556)
- ⑥ ほっとらいん相談 (078-977-7555)
- ⑦ 子どもの人権110番(0120-007-110)
- ⑧ 子どもの悩みごと相談 (078-341-8227)

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握 生活指導担当(学年担当)に報告 校長(教頭)に報告 → 町教育委員会に報告 【学校いじめ対策委員会】の開催 事実確認の方法と対応方針の決定 全教職員で情報の共有:事実の報告、対応方針の共通理解 当該生徒への事実確認(担任による面談)※1人ずつ ①被害生徒への面談 ②加害生徒への面談 【学校いじめ対策委員会】で協議 ・事実確認した内容を報告し、全体像を把握 ・被害生徒及び加害生徒への対応協議 ・学級指導等の内容協議 ・関係機関の支援要請の検討 被害生徒及び加害生徒の保護者へ報告・説明 ・把握した事実の報告、対応方針説明 町教育委員会に報告 全教職員で情報の共有 ・生徒及び保護者への経過の報告(最低 3ヶ月)を適時適切な対応で行う) ・対応策について共通理解 各学級での指導 (SC 等と連携しながら) 全教職員で今後のいじめ対応についての共通理解 経過観察 ※必要に応じて【学校いじめ対策委員会】を開催する (留意点)

・関係生徒への面談等の記録を残す。(卒業後の3年間保管)

・学校いじめ対策委員会の協議内容・事案への対応の記録を時系列で残す。